

FUSE 会員規約

第1条（総則）

FUSE 会員規約（以下「本規約」といいます）は、浜松いわた信用金庫（以下「当金庫」といいます）が運営する「Co-startup Space & Community FUSE」（以下「本施設」といいます）の会員について定めるものです。本施設は、起業家、起業を目指す人、中小企業、大企業、研究者、学生、投資家等が有機的に集まる金融機関によるイノベーションハブ拠点として地域の産業育成を目指すことを目的として設立しました。会員は本規約及び別途当金庫が定める各種利用規約（以下「利用規約等」といいます）を遵守の上で本施設を利用するものとします。

第2条（会員）

会員は、別途当金庫が定める会員種別に応じて、本施設、本施設内の設備及び機器、並びに当金庫が提供するサービスを利用又は当金庫が主催するイベントに参加することができます。会員種別ごとの料金並びに利用できるサービスの範囲及び内容は、FUSE 料金一覧及び利用規約等に定めるものとします。

第3条（遵守事項）

会員は、本施設の利用にあたり、次の各号の事項を遵守するものとします。

- （1）本施設が地域社会に開かれた場であることを十分に理解し、お互いの配慮をもって本施設を利用すること。
- （2）本施設並びに本施設内の設備、機器、資材、付帯設備、什器及び備品等（以下総称して「設備等」といいます）の利用につき、本施設の定めるマニュアル等を遵守すること。
- （3）本規約及び利用規約等を遵守すること。

第4条（入会資格）

本施設の入会資格は、次の各号の項目を全て満たすこととします。

- （1）個人又は法人で、本規約及び利用規約等に同意し、遵守する方。なお、18歳未満の方が会員となるには、法定代理人の同意及び同意書が必要となる場合があります。
- （2）本規約第21条第1項に規定する暴力団員等及び同項各号の事由に該当せず、かつ将来にわたってこれに該当しない方。
- （3）過去に会員を除名処分（除名処分に該当する行為を行い、その後退会した方を含みます）となったことがない方。
- （4）その他、当金庫が入会を相応しいと判断した方。

第5条（入会）

1. 本施設に入会を希望する方（以下「入会希望者」といいます）は、本規約及び利用規約等に同意し、所定の方法で入会申込を行うものとします。
2. 当金庫は、前項に基づく申込に対し所定の審査を行う場合があります。なお、当金庫は、その自由な裁量により入会申込を承認し、又は承認しないことができ、承認しない場合はその理由は示さないものとします。
3. 当金庫が入会申込を承認した入会希望者を会員とします。
4. 当金庫は、入会希望者及び会員に対し、当金庫が必要と判断する資料の提出を求めることができるものとします。
5. 入会申込手続が完了した会員は、会員料金を所定の方法で支払うものとします。

第6条（会員情報の登録と変更）

1. 本規約第5条に基づく入会申込時に登録した情報は、本施設の会員管理システムに登録されます。
2. 登録されている会員情報に変更が生じた場合、速やかに所定の方法で変更の申請を行うものとします。会員が、変更の申請をしなかったことで、何らかの不利益を被ったとしても、当金庫は一切の責任を負いません。
3. 当金庫は、会員が入会時及び登録情報の変更時に登録した情報を適切に取扱うものとします。

第7条（サービス）

1. 会員は、その種別に応じて、別途利用規約等に定める本施設及び本施設に関する各種サービス（以下総称して「本サービス」といいます）を利用できます。
2. 当金庫が主催するイベント、セミナー等の開催等により、本サービスの全部又は一部の利用を制限することがあります。その場合、当金庫は、通知又は公表その他当金庫が適当と認める方法により、告知するものとし、その期間本サービスを利用できないことに関して、当金庫が定める会員料金及び所定のオプション料金（以下「利用料金」といいます）の払い戻し等を行いません。
3. 本サービスの内容は変更することがあります。この場合、通知又は公表その他当金庫が適当と認める方法により、事前に会員に告知することとします。

第8条（利用料金・諸費用）

1. 会員は、本サービスを利用するにあたって、別途当金庫が定める利用料金及び諸費用（以下総称して「利用料金等」といいます）を当金庫に対し支払う義務を負います。ただし、当金庫が特別に認めた者はこの限りではありません。
2. 会員は、別途当金庫が定める期日までに、所定の方法で利用料金等を支払うものとし

ます。なおクレジットカードによる支払いの場合、口座振替日等その他は、当該カード会社の定める規約によるものとします。また、これらの支払いにかかる消費税は会員の負担とします。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸費用に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は差額を負担するものとします。

3. 利用料金の内容は別途 **FUSE** 料金一覧に定めます。
4. 入会日が月の途中である場合には、当月の会員料金及び固定席・個室料金については、日割り計算（10円未満切捨て）します。
5. 当金庫は、所定の利用料金等の支払方法及び支払日を決定・変更できるものとし、この場合、通知又は公表その他当金庫が適当と認める方法により、事前に会員に告知することとします。
6. 当金庫は、会員が利用料金等の支払を遅延したとき、当該利用料金等の残金に対し、支払期日の翌日から支払日に至るまでの日数に応じ、年率14.6%（1年を365日として日割計算）の遅延損害金を請求することができるものとします。
7. 当金庫は、運営上必要と判断した場合又は経済情勢等の変動に応じて、会員種別の改廃又は利用料金の金額を変更することができるものとします。この場合、通知又は公表その他当金庫が適当と認める方法により、事前に会員に告知することとします。
8. 利用料金は、本施設の利用状況に関わらず、退会の手続きが完了するまで発生します。

第9条（退会）

1. 退会を希望する場合、会員は所定の方法で申請するものとします。
2. 会員は、退会希望月の15日までに退会の申請及び所定の手続きを行い、当金庫が受理することにより退会希望月の末日に退会することができます。
3. 退会申請後も、退会日までの期間は本施設を利用できます。ただし当該期間における本施設の利用の有無に関わらず、利用料金等の日割り計算は行わず、利用料金等の全額を支払うものとします（既に支払い済みの利用料金等は返金できません）。
4. 会員は、未払いの利用料金等がある場合は、退会手続き（本規約第12条及び第13条による除名、会員資格喪失を含みます）が完了していても支払い義務を負うものとします。
5. 退会希望月の15日を超えて退会の申請をした場合は、退会希望月の翌月末時点における退会となり、退会までの利用料金等の支払いの義務を負うものとします。

第10条（会員資格の譲渡、貸与）

会員は、いかなる場合も、自己の会員資格を第三者に譲渡・貸与又は担保に供することはできません。

第11条（通知及び公表）

1. 通知は、本規約第6条によって登録された住所宛に郵送し、又は同条によって登録されたメールアドレス宛に電子メールを送信する方法により行うこととし、当金庫が発送又は送信した場合には、到達若しくは受信が遅れ又は到達若しくは受信しなかったときでも通常到達又は受信すべき時に到達又は受信したものとみなします。
2. 公表は、本施設の公式ウェブサイト等に掲載する方法により行うこととします。

第12条（会員の除名）

1. 会員が以下のいずれかの事由に該当した場合、当金庫は、その任意の裁量により、事前の催告なく、第2項に定める方法により、当該会員を除名することができます。また、除名処分を受けた会員は、その後本施設に立ち入ることができないものとします。
 - (1) 本規約又は別途当金庫が定める利用規約等に違反したとき。
 - (2) 当金庫の名誉、信用を毀損し、又は本施設の秩序を乱したとき。
 - (3) 利用料金等の滞納金額が2か月分に達したとき。
 - (4) 当金庫や他の会員又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する等違法行為を行ったとき。
 - (5) 入会に際して当金庫に虚偽の申告をしたとき。
 - (6) 反社会的勢力等であることが判明したとき。
 - (7) 当金庫や他の会員又は第三者に対する迷惑行為、本施設の運営に支障を与えるような行為をしたとき。
 - (8) 本規約第16条に定める禁止事項に該当する行為を行ったとき。
 - (9) その他、当金庫が会員として相応しくないと判断したとき。
2. 前項の会員の除名は、本規約第6条によって登録された住所宛に除名通知書を発送する方法によるものとします。
3. 除名された会員は、除名と同時に会員としての一切の権利、特典を失います。
4. 当金庫が、第1項に基づき会員を除名する場合、当金庫は、除名された会員に対して既に支払われた利用料金等について一切返金致しません。

第13条（会員資格喪失）

会員は以下のいずれかの事由に該当する場合に会員資格を喪失します。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡
- (4) 法人である会員の破産、民事再生、会社更生、特別清算手続開始、合併によらない

解散等

- (5) 本施設の閉業
- (6) 相当期間にわたり、本施設及び本サービスを利用しなかった場合
- (7) その他、当金庫が必要と判断した場合

第14条 (会員外利用者)

1. 会員は、業務上の打合せを目的として会員外の方（当金庫が会員の同伴者として本施設の利用を認め、かつ本規約及び利用規約等に同意いただいた方に限ります。以下「会員同伴者」といいます）を本施設に入場させることができます。
2. 会員同伴者ではない会員外の方も、当金庫が本施設の利用を認め、かつ本規約及び利用規約等に同意いただいた方（以下「特別利用者」という）に限り、当施設に入場することができます（以下、会員同伴者と特別利用者を総称して「会員外利用者」といいます）。
3. 会員同伴者は、上記打合せの前後1時間に限り、ミーティングルーム、ラウンジ等当金庫が限定したスペースを利用でき、特別利用者は、当金庫が認めた時間に限り、当金庫が認めたスペースを利用できるものとします。
4. 会員外利用者は、本規約及び利用規約等に基づき会員が負う義務と同様の義務を負うものとし、会員外利用者の責めに帰すべき事由により当金庫又は第三者が損害を被った場合、会員外利用者及び当該会員外利用者を同伴した会員はその損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第15条 (損害賠償)

1. 会員は、自らの責に帰すべき事由により本施設並びに本施設の設備等を破損・紛失した場合、直ちに当金庫に連絡するとともに、当該破損等の修復に要する費用及びこれに伴う損害を賠償するものとします。
2. 会員は、自己の責に帰すべき事由により当金庫又は他の会員その他の第三者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する責任を負うものとします。

第16条 (禁止事項)

会員は、本施設内及び本施設周辺において、以下のいずれかの事由に該当する行為を行ってはなりません。また、以下のいずれかの事由に該当する行為を行い、当金庫、当金庫の業務委託先、他の利用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、会員はその損害の全額を賠償する義務を負うこととします。

- (1) 事前の許可無く、動植物を本施設内に持ち込むこと。
- (2) 本施設の設備等その他本施設が管理する物品の損壊や持ち出し。
- (3) 本施設のサーバー又はネットワーク機能を破壊したり、妨害したりする行為。
- (4) 本施設内で飲酒をすること（当金庫が認める場合を除く）。

- (5) 危険物（火薬類、爆発性物質その他当金庫が本施設の運営上、危険であると判断したもの）又は当金庫が他人の迷惑となると判断し持ち込みを禁止した物品を本施設内に持ち込むこと。
- (6) 本施設内での喫煙、及び火気の使用（当金庫の事前の許可を得た場合を除く）。
- (7) 他人の迷惑となる騒音、臭い等を発生させ、本施設の円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為。
- (8) 他の会員（会員外利用者を含む、以下同じ）や当金庫、当金庫の業務委託先を誹謗、中傷すること。
- (9) 当金庫の許可なく本施設において物品の売買、営業行為や勧誘活動を行うこと。
- (10) 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動を行うこと（当金庫の事前の許可を得た活動は除く）。
- (11) 他の会員及び当金庫の従業員、当金庫の業務委託先等に対する暴力行為、脅迫行為等。
- (12) 法令又は公序良俗に反する行為、又はそのおそれがある行為。
- (13) 正当な理由なく、当金庫の業務を妨げる行為。
- (14) 他の会員の本施設の利用を妨げる行為。
- (15) 本施設の秩序を乱す行為。
- (16) 許可なく当金庫及び本施設の名称を使用する行為。
- (17) 当金庫若しくは他の会員の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利及び知的財産権等を侵害する行為。
- (18) 18歳未満の方が、20時以降に本施設を利用すること。
- (19) 本施設内に備品等を設置し又は物を放置する行為。
- (20) 共用スペースを不当に占有、確保する行為。
- (21) 当金庫が別途定める FUSE 利用規約第6条各号に定める行為。
- (22) その他当金庫が不適切と判断する行為。

第17条（営業時間及び本サービスの提供の停止又は利用制限）

1. 本施設の営業時間は、別途本施設内にて掲示するものとします。
2. 本施設の休館日は、日曜日、祝日及び別途当金庫が定める日とします。この休館日には全館貸し切りのために休館とする日を含みます。
3. 当金庫は、以下のいずれかの事由により、事前に告知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部の提供の停止や利用制限を行う場合があります。この場合、会員に発生した損害に対し当金庫は一切の責任を負いません。
 - (1) 設備の保守、点検、本施設内の改装、修理などを行う場合。
 - (2) 火災・停電等の事故により本サービスの提供ができない場合。
 - (3) 天変地異、テロ、疫病その他の不可抗力事由に基づき、本サービスの提供が不能な

場合。

(4) 行政の指導、法令の定め等の事由により当金庫が本サービスを提供することが適切でないと判断した場合。

(5) その他、当金庫が合理的と判断する事由が生じた場合。

4. 本施設を休館、一時閉鎖する場合、通知又は公表その他当金庫が適当と認める方法により、事前に会員に告知することとします。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第18条 (本サービス提供の終了)

1. 当金庫は、会員に対し、事前に通知又は公表その他当金庫が適当と認める方法により告知することによって、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。
2. 当金庫が前項の規約に従い本サービスの提供を終了する場合、会員は、本サービスの提供の終了に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。
3. 当金庫が第1項に基づき本サービスの提供を終了する場合、同項で定める告知が行われた日が属する月の翌々月末日をもって、本サービスの提供は終了するものとします。

第19条 (守秘義務)

会員は、本サービスの利用に関連して知り得た情報、その他機密に属すべき一切の事項を第三者に開示・漏洩させてはなりません。また、これによって他の会員に生じた損害について本施設は一切の責任を負いません。

第20条 (著作権等)

1. 本サービスの提供にあたり当金庫が会員及び本施設の利用者に提供したソフトウェア、情報、写真、その他の著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利等を含む、以下同じ）その他一切の権利については、当金庫若しくは著作物の著作者又は権利者に帰属するものとします。会員は、当該著作物について複製、転用、公衆送信、譲渡、翻案及び翻訳などの著作権、商標権などを侵害する行為を行ってはならないものとします。
2. 前項に違反し問題が生じた場合、会員は、自己の費用と責任において当該問題を解決するとともに、当金庫及び第三者に一切の迷惑又は損害を与えないものとします。

第21条 (反社会的勢力排除)

1. 会員は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）に該当しないこ

と、及び以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為。
3. 当金庫は、会員が前2項に違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに会員を除名することができます。
4. 前項に基づき会員を除名された場合、会員は、当金庫に対し、当該会員の除名を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができません。

第22条（個人情報取り扱い）

1. 当金庫は、本サービスの申込又は利用等を通じて当金庫が知り得た会員の個人情報（以下「個人情報」といいます）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 会員は、自己の個人情報を当金庫が以下の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - (1) 会員より依頼を受けた各種サービスを当該会員に対して提供するため。
 - (2) 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため。
 - (3) 本サービスその他当金庫の提供するサービスの改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため。
 - (4) 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため。
 - (5) 本施設の関連サービスや各種情報を提供するため。
 - (6) その他当金庫の各種金融サービスや各種情報を提供するため。

3. 当金庫は、事前に会員の同意を得た上で、当該個人情報を、本施設が定める方法により他の会員に開示することがあります。
4. 当金庫は、本サービスの運営や管理に必要な業務の一部又は全部を、第三者に委託することがあります。この場合、当金庫は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
5. 前3項に定める場合のほか、以下のいずれかに該当する場合は、当金庫は会員の個人情報第三者に開示・提供することがあります。
 - (1) 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合。
 - (2) 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合。
 - (3) 当金庫が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合。

第23条 (免責事項)

当金庫は、本施設並びに施設内の設備等の利用に起因する不具合、事故や怪我、施設内での盗難、情報の窃取等により会員に生じた損害につき、当金庫に故意又は重過失がある場合に限り通常損害の範囲で賠償義務を負うものとします。

第24条 (規約の改定)

1. 当金庫は、民法548条の4の規定により、次の場合に本規約及び利用規約等を変更できるものとします。
 - (1) 会員の一般の利益に適合する場合。
 - (2) 前号の場合を除き、その他相当の事由があると認められる場合。
2. 本規約又は利用規約等の変更は、変更後の規約の内容及び効力発生日を本施設の公式ウェブサイト等その他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の規約の効力が発生するものとします。
3. 本条第1項2号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には1か月以上の相当な期間を置くものとします。但し、当金庫が緊急と判断した場合はその限りではありません。

第25条 (管轄裁判所)

当金庫と会員等との間で紛争が生じた場合、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条 (準拠法)

本規約及び利用規約等の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

制定 2021年7月1日